

第 5 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年12月14日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第5回 熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年12月14日（月曜日）

午前10時1分開議

午後0時3分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補
正予算（第5号）

報告第2号 専決処分の報告について

請第32号 熊本県迷惑行為等防止条例の改
正を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①熊本県教育委員会の点検及び評価につい
て～平成20年度活動内容分～

②「県立高等学校再編整備等中期実施計
画」に関する意見交換会について

③県立高等学校再編整備に係る通学奨学金
貸与条例（仮称）についてのパブリッ
クコメント手続きについて

出席委員（8人）

委員長 小早川 宗 弘
副委員長 浦 田 祐三子
委員 倉 重 剛
委員 氷 室 雄一郎
委員 松 田 三 郎
委員 吉 田 忠 道
委員 船 田 公 子
委員 西 聖 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生

教育次長 岡 村 範 明
教育次長 岩 瀬 弘 一
教育次長 阿 南 誠一郎
教育政策課長 松 永 正 男
福利厚生課長 藤 本 和 夫
高校教育課長 森 塚 利 徳
首席教育審議員兼
義務教育課長 木 村 勝 美
首席教育審議員兼
学校人事課長 由 解 幸四郎
社会教育課長 小 野 賢 志
人権同和教育課長 恵 濃 裕 司
文化課長 米 岡 正 治
体育保健課長 坂 梨 登美代
首席教育審議員兼
施設課長 児 玉 邦 秋
高校整備政策監兼
高校整備推進室長 後 藤 泰 之
警察本部
本部長 荻 野 徹
警務部長 茂 木 陽
生活安全部長 川 崎 広 文
刑事部長 吉 田 親 一
交通部長 北 里 幸 則
警備部長 古 川 隆 幸
首席監察官 中 野 洋 信
参事官兼警務課長 池 部 正 剛
参事官兼会計課長 坂 田 靖 範
総務課長 吹 原 直 也
参事官兼
生活安全企画課長 藤 本 秀 二
参事官兼刑事企画課長 林 朝 通
参事官兼交通企画課長 緒 方 博 文
交通規制課長 川 述 正 芳
参事官兼警備第一課長 下 山 恵 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時1分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第5回文教治安常任委員会を開会いたします。

今回新たに付託された請願が1件あり、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第32号についての説明者を入室させていただきます。

（請第32号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いします。

（請第32号の説明者趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨は、よくわかりました。後ほど十分に審査しますので、本日はこれでお引き取りください。どうも、お世話になりました。

（請第32号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順に執行部の説明を求めたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔に着座のまま、よろしく願いいたします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、荻野警察本部長。

○荻野警察本部長 常任委員会の委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解・御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心から御礼

を申し上げます。

また、委員の皆様方には先般開催いたしました熊本県殉難警察職員慰霊祭などの各種警察行事へ御参加いただきまして、この場をお借りして重ねて御礼を申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、最近の治安情勢等について御説明を申し上げます。

本年も残すところ2週間余りでございますが、安全・安心くまもと実現計画の達成状況につきましては、まず、犯罪の抑止につきましては、刑法犯認知件数が11月末現在で約1万5,800件と昨年同期に比べ、215件、率にして1.3%減少しております。平成16年以降6年連続しての減少基調を維持しつつ、最終的に戦後最多を記録した平成15年の6割程度に当たる1万7,200件台に抑えることができるという状況でございます。

次に、交通死傷事故の抑止につきましても、昨日現在で交通事故件数が1万437件、死傷者数が1万3,473人ということでありまして、昨年同期に比べて319件、308人減少しております。また、10月以降を月ごとに見てみますと若干増加に転じていた死亡事故でございますけれども、昨日現在で82件でございます。昨年同期に比べて13人減少しているということでございます。そういう意味で、昨年をさらに数としては下回るような状況で推移しているということでございます。

また、犯罪の検挙につきましては、11月末現在で6,754件でありまして、昨年同期に比べて310件増加し、率にして4.8%向上、検挙率も、昨年の40.1%よりも2.5ポイント上昇しておるとございまして。

このように、安全・安心くまもと実現計画に掲げた2年間の基本目標につきましては、現在までのところ、その基本目標が達成可能な域までにこぎ着けていることとございまして。

また本年9月、県民の安全・安心に対する

体感意識について、この計画の検証と新たな取り組みの課題の抽出という観点から、意識調査を実施いたしました。県内5カ所において体感治安に関する県民の意識調査を実施したところでございます。その結果、お住まいの地域の治安につきましては、よくなったとの御回答が83.6%でありまして、前回2年前を約3ポイント上回っております。総じて県下の治安は着実に改善の方向に向かっているというふうに考えております。

他方、熊本県全体の治安はどうかということをお尋ねいたしましたところ、悪くなったとのお答えが依然として45.2%というふうに高率でございまして、そういう意味でいいますと治安対策はいまだ道半ばだというふうに考えておるところでございまして。

そこで、県警としましては、こういった意識調査の結果なども踏まえまして、平成22年以降の県警の治安対策の方向性につきまして、第1に安全・安心な町としての熊本の拠点性を高めるということ、第2に高齢者が主役となり、生き生きと暮らせる社会の形成に寄与するということ、第3に反社会性勢力である暴力団の対策を初めとする県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙等を図る、こういった点を柱としまして、新たなる安全・安心くまもと実現計画を策定して、県警職員一丸となって各種施策を推進し、さらなる治安改善に取り組んでまいり所存でございまして。今後とも、委員の皆様方の御支援・御協力をお願い申し上げます。

今回御審議をお願いする警察関係の議案でございまして、第1号議案、これは平成21年度熊本県一般会計補正予算でございまして、これは自動車運転免許取得時講習手数料増に伴う一般財源の減額、車両維持管理費国費車両配分に伴う維持管理経費等として、9,615万7,000円をお願いするといったものでございます。また、報告第2号でございまして、これは専決処分

の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いました、職員による9件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものでございます。

詳細につきましては担当課長に御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田会計課長 補正予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算(第5号)の警察費についてでございます。

まず、一番上の警察本部費につきましては、右端の説明欄に記載していますように、自動車運転免許取得時講習手数料の増に伴い、一般財源を減額する財源更正を行うものでございます。

次に、上から2番目の、装備費で977万円の増額をお願いいたしております。この増額は国の補正予算によりまして、更新車両104台を含めて国費の車両が133台配分されることに伴う車両保険料、重量税等維持管理に要する経費を計上しているものでございます。

次に、上から3番目の、警察施設費で2,384万3,000円の増額をお願いいたしております。

この増額の内訳でございますが、右端の説明欄に記載していますように、警察署庁舎の耐震改修費として1,610万2,000円、次に熊本南警察署、新熊本駅交番の整備費としまして774万1,000円を要求しているものでございます。

まず、最初の警察署庁舎の耐震改修費につきましては、既に荒尾警察署、宇城警察署、天草警察署の庁舎の設計委託が完了しております。この後の工事費と管理委託費の一部を計上しているものでございます。なお、こ

の3警察署の耐震改修工事は、平成22年度の完了を予定しております。

次に、2つ目の熊本駅交番の新築整備につきましては、九州新幹線が全線開業となります平成23年3月までの竣工に向けまして、地質調査費と設計委託費の合計を計上しているものでございます。

次に、上から4番目の運転免許費で238万4,000円の増額をお願いいたしております。この経費は、先ほど一番上の警察本部費のところでお説明いたしました自動車運転免許取得時講習受講者の増加に伴い講習業務委託費を増額するものでございます。

次に、上から5番目の警察活動費で6,016万円の増額をお願いしております。

その内訳について、まず右端説明欄の番号1、一般警察運営費906万4,000円の増額から御説明いたします。

これは、重要備品等整備費としまして、平成22年度当初予算の前倒しとして警察車両更新5台分の経費2,242万2,000円を増額要求するとともに、一方で6月補正で予算措置していただきました本年度の警察車両の更新整備費の不用額1,335万8,000円の減額を計上したことによりまして、差し引きで906万4,000円の増額となっているものでございます。

次に、番号2の生活安全警察運営費63万円の減額につきましては、6月補正で予算措置していただきました初動警察の刷新強化に関する経費の執行残でございます。

次に、番号3の刑事警察運営費5,250万円の増額につきましては、平成22年度当初予算における要求の前倒しとしまして、初動捜査支援システムの更新に要する経費でございます。

最後に、番号4の交通安全施設費77万4,000円の減額につきましては、6月補正で予算措置していただきました交通安全施設整備費のうち、信号機設計調査委託費等の契約残でございます。

そのほか財源更正としまして、上から3番目の警察施設費と一番下の警察活動費におきまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金、地域活性化公共投資臨時交付金の減額と、あわせて地方債の増額を計上しているものでございます。

これらは、国の経済対策に伴う交付金等に基づいて財源を更正するものでございます。

以上、平成21年度11月補正における予算総額は9,615万7,000円となり、補正後の平成21年度警察費最終予算総額は408億7,909万6,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定については、過去の繰り越し状況等を勘案し、事項欄にございましており警察管理費としまして3億4,400万円、警察活動費としまして3億4,200万円の設定をお願いいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為補正について、御説明いたします。

まず、年度当初からの契約事務等を円滑に行うために、警察関係業務としまして交通信号機等保守点検業務委託などで4億2,259万1,000円の限度額設定をお願いいたしております。

次に、先ほど警察施設において御説明いたしました荒尾警察署など3警察署の平成22年度に要する耐震改修工事の経費といたしまして、荒尾警察署分7,884万7,000円、宇城警察署分4,168万1,000円、天草警察署分5,141万9,000円の限度額設定をお願いいたしております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○中野首席監察官 それでは、報告第2号の専決処分報告について御報告いたします。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定

に関するもの9件であります。4ページ、5ページ、6ページ、7ページを、ごらんいただきたいと思ひます。

9件のうち6件は、警察官を第1当事者とする交通事故であります。この6件のうち1件は、交通機動隊員が違反処理を行うため白バイから降車した際に、停止位置が不十分だったため、サイドスタンドが外れて白バイが倒れ、民家のブロック塀の一部を損壊したものであります。

他の5件につきましては、見通しの悪い交差点や後退時の安全確認不十分のため、他の車両に衝突したものであります。

残余の3件につきましては、相手方に事故原因があるものであります。

以上、9件の交通事故については、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故でありまして、県からの新たな出費はございません。

県警では、公用車の交通事故を防止するため、各所属におきましては運行前の指示・指導の徹底、安全確認の励行などの基本の実践、同乗指導による実技運転訓練の実施、警察本部につきましては、事故当事者に対して月初めに招集しての交通事故原因、再発防止策の検討を行うとともに、年に2回ほど運転免許センターにおいて適正検査や運転技能訓練を行うなど、交通事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じております。

今後とも、職員の交通事故の絶無を図るために、さらなる指導・教養の徹底に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、報告を終わります。

○小早川宗弘委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

○山本教育長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

委員各位におかれましては、日ごろから教育行政につきまして御支援・御指導をいた

いておりまして、大変ありがとうございます。

また、去る11月9日から11日まで、大阪府高槻市立五領小学校そして東京都杉並区和田中学校などにつきまして御視察をいただき、大変ありがとうございました。

特別支援教育や学校地域本部などにつきましてごらんいただいたところでございます。本県におきましても、視察先の取り組み等を今後参考にさせていただきたいというふう存じております。

ところで、新型インフルエンザでございますけれども、御案内のとおり県内全域に警報が発表されている状況でございます。学校現場におきましては、学級閉鎖等の臨時休業が相次いで、学校行事等に大きな影響が出ることに懸念されましたために、学校においてある程度弾力的な対応ができますよう、11月13日付で学級閉鎖等の基準を緩和いたしましたところでございます。教育委員会といたしましては、今後とも引き続き手洗いやうがいの励行等の注意喚起を行い、感染拡大防止に努めてまいりたいと思っております。

それでは、今議案に提案されております教育委員会関係の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算でございます。

総額1億7,388万円余の増額補正となっております。

主なものといたしましては、県立高等学校における産業教育設備の整備に要する経費等でございます。

以上が今議案に提案申し上げます議案の概要でございますが、このほか教育委員会の点検・評価や県立高校再編整備等につきまして後ほど御報告させていただくことにいたしております。

詳細につきましては担当課長の方から、この後御説明申し上げますので、御審議のほど

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会所管の平成21年度11月補正予算につきましては、説明資料の1ページをごらんください。

補正を計上しました事業は、教育政策課、高校教育課、文化課及び体育保健課に係る事業であり、補正額は合計1億7,388万円余でございます。

続きまして、資料の2ページをごらんください。

説明(1)の熊本県教育情報化推進事業につきましては、教育用デジタルテレビなどを県立学校に整備する経費の入札残等で、5,635万円余の減額をお願いしております。

(2)の県立学校校務環境整備事業につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金からの振りかえによる財源更正でございます。これは事業費は変わりませんが、国の経済対策に伴う交付金などを最大限活用するため財源を更正するもので、ほかの課においても同じ記載があるものは同様の措置がとられております。したがって、この点につきましては4ページ上段の学校人事課、さらに5ページ下段の施設課の全部の説明、さらに3ページの高校教育課の説明のうち的一部分、そして5ページの体育保健課の説明のうち的一部分は同様でございますので、その部分の説明は割愛させていただきます。

再び2ページにお戻りください。

(3)の教育庁庶務事務集中化システム改修事業につきましては、平成22年度から教育庁の庶務事務につきまして総務事務センターへの集中化に伴うことを予定しておりまして、そのシステム改修経費で340万円余の増額をお願いしております。

以上、教育政策課事務局費として5,295万3,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、6ページをごらんください。

繰越明許費の設定でございます。翌年度に繰り越しが必要となる事業費を見きわめた上で、教育委員会全体として25億4,400万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

教育政策課からは、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。

上段の教育振興費でございます。右端説明欄の(2)県立高等学校産業教育設備充実事業につきましては、経済対策の取り組みとしまして地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、老朽化した産業教育設備の更新等の設備整備費1億9,999万1,000円の増額をお願いしております。

整備する主な設備等につきましては、商業高校における総合実践会計ソフト、これは模擬商取引の実施などを行うためのものがございます。

それから、工業高校における旋盤、距離計測機、農業高校におけるホイールローダ——餌を運搬する機械でございます。などを整備する予定としており、産業教育環境の一層の充実を図ってまいります。

次の学校建設費でございますが、県立高等学校再編・統合施設整備事業において、上天草新設校における情報会計課棟及び福祉棟新築工事入札による事業費2,080万2,000円の減額を行うものでございます。

最後の、特別支援学校費の県立特別支援学校教育設備充実事業につきましては、経済対策の取り組みとしまして地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、老朽化した特別支援学校における設備の更新等の設備整備費4,094万5,000円の増額をお願いしております。

整備する主な設備につきましては、陶芸実習用の電気陶芸窯やろくろ、木工実習用自動かん板などを整備する予定としており、特別支援教育環境の一層の充実を図ってまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米岡文化課長 文化課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

文化費として、3,619万円の増額補正をお願いしております。

鞠智城の南側土累線ののり面の保護工事を実施するもので、その一部は6月補正予算で事業化しておりますが、のり面全体を一体的に施工する必要があるため、残りの箇所の整備に要する工事費でございます。

次に、美術館費として720万円の増額補正をお願いしております。

永青文庫展示室におきまして、古文書や工芸品などを展示するためのケースが不足しておりますので、これを整備するための経費でございます。

文化課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。

体育施設費として、3,668万6,000円の減額補正をお願いしております。これは消防法の改正に基づいて消防署からの指導があったもので、平成20年度と21年度で県立総合体育館の大体育室にスプリンクラー等の整備を行ってまいりました県営体育施設整備事業が本年7月に完了しましたので、平成21年度の事業費が確定して、今回の減額補正を行ったものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、付託議案などについて質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○吉田忠道委員 質問は警察の方でも教育の方でも構いませんか。

○小早川宗弘委員長 一括して。

○吉田忠道委員 教育関係の方で説明資料の4ページ、下の方に文化費、文化財保存管理費ということで3,619万円の増額があって、今ちょっと説明がありましたけれども、これは6月に5,400万円ほど補正を組まれておりましたけれども、こののり面というのはどのくらいの広さなんですか。

○米岡文化課長 文化課でございます。

高さが20メートル、幅が75メートルにわたっております。

○吉田忠道委員 これは6月補正のときは、この5,400万円では間に合わなかったんですか。

○米岡文化課長 文化課でございます。

その20メートルと75メートルの一部分で5,400万円ということでございます。今回、残余で3,600万円ということです。

○吉田忠道委員 この事業は、鞠智城におけるのり面崩壊箇所の緊急補修工事なんですよ。これは、今どのくらい終わっておるんですか。

○米岡文化課長 文化課でございます。

今、設計の方が終わりまして、1月から工

事に入る段階でございます。

○吉田忠道委員 実は私は、きのうこの現場を見に行ってきたんですよ。そして、こののり面崩壊箇所の緊急補修工事と書いてあるから、6月にも出してどのくらい終わっているのかと見に行ったら、まだこれは全然やっていませんよね。何で、この補正が今の時期にまた要るんですか。

○米岡文化課長 文化課でございます。

設計の段階におきまして、実は鞠智城の土累がそののり面と非常に接着しておるといふか、近接しているところに土塁がございます。そこら辺の関係で、設計について文化庁の方の考えも聞かんといかぬというようなことで、その間の手間が要ったということでございます。

○吉田忠道委員 緊急補修工事ということだったから、私はがけが崩れておるとばかり思って見に行ったんですよ。そうしたら場所が違ったということと、それから、あの場面は最終的にどのように整備するんですか。

○米岡文化課長 文化課長です。

あの鉄板を、まずそののり面崩壊の外側の方に打ちまして、そしてそこに土を入れ込んで、そして後、文化庁の指導を受けながら、それに景観を壊さないような、また先ほど申しました土塁の方に影響を及ぼさないような接着といいますか、固めていく作業をしていくというようなことでございます。

○吉田忠道委員 あの現場は竹山ですよ。あの竹を全部伐採して、あそこを補修するんですか。要するに、これは緊急補修だから、崩壊箇所だから、あのままの竹山の方がいいのかなと私はちょっと思ったんですよ。だから、今すぐこれを緊急にやらないかぬところ

かなというのが疑問だったんですよ。

○米岡文化課長 文化課です。

既に、あの一部分を少しずつではございますが、崩壊といいますか泥が下の方に下がっていつている状況でございます。

それから竹を切るかどうかにつきましては、そこはまた文化庁の方とも相談をしながら工事を進めていきたいというふうに思っております。

○吉田忠道委員 竹を切るかどうかわからぬということは、あの整備の状況がまず全然見えないんですよ。崩壊の可能性が予想はされるけれども、今すぐ崩壊するような状況でもないし、補正予算を組んで今すぐやらないかぬような状況じゃないかと私は思ったものですから、非常に疑問に思ったから質問しました。

○米岡文化課長 少しずつ崩落が始まっているということと、それから、もともとあその土質が阿蘇の火山灰土でできておりまして、かなりもろいといいますか、風化・劣化が進んでおるといふような状況でございます。

○吉田忠道委員 風化が進んでおるといふけれども、何年ぐらいからそんなに進んでいったんですか。最近急にですか、ずっと前からですか。

それと、これで9,000万円ですよ。あれは、そんなにかかるような事業なんですか。

○米岡文化課長 いつから進んでいるか、そこは私はちょっと把握しておりません。

ただ、事業費につきましては普通の土木工事とは違うというふうに認識しております。

○吉田忠道委員 もうこれ以上質問しません

けれども、もうちょっと実態をしっかりと把握して、本当に9,000万円かかるのか私は非常に疑問だと思ったんですよ。2回も補正を組んでいるからですね。大変厳しい県の財政状況の中で9,000万円打ち込んで、今すぐやらないかぬかということをしかりともう一回、県民に納得させないかぬかというふうに思いました。以上です。

○氷室雄一郎委員 警察の本部長の趣旨説明のところで、私の認識がちょっと薄いのかもわかりませんが、この体感治安に関する意識調査ということで、この辺もちょっと説明がありましたけれども、お住まいの地域の治安については極めて、83.6%という非常に良好な治安がなされているのは、非常な御努力の結果だと思うんですけども、5カ所選定をして調査をされたというお話がございましたけれども、一方では県全体の治安については、やっぱり半分ぐらいの方が非常に不安を持っておられる。この辺の差というのはどこにあるのかということと、もう一つは、5カ所というのはどういう地域で調査をされたんですか。治安の極めていいところなんですか。

○荻野警察本部長 調査の詳細につきましては、また部長から御説明させますけれども、確かに身近なところでの安全・安心を感じておられるのと県全体をとというのは、厳密なところはそれは意識の問題ですので、正確なところはちょっとわからないというところが正直なところなんですけれども、ただ私どもが考えておりますのは、日常の生活の中で、具体的に怖いとか心配だと思われることは多分少ないんだろうと。ただ、治安のよしあしというのはそれだけではなくて、いろいろテレビでニュースを見たりとか、県内でいろんな振り込め詐欺の被害が起きているとか、あるいは場合によっては熊本におられても全国で

いろいろな、女子大生がねられるような事件が起きた、そういうことは当然、熊本県内でも起こって不思議ではないことだと思いますので、そういったことを考えると、一般的にはまだまだ心配なことがあるなど。ただ、御本人の経験として、自分の身の回りではそういう怖いことはないけれども、そういうようなことであるのかなというふうに、とりあえずは考えております。

○茂木警務部長 調査の詳細について、御報告いたします。

これは県内5カ所を選んだ理由でございますけれども、一応、犯罪が全く起きてないところよりは、犯罪が多少起きているような地域、その隣接するところの方の体感治安をまず知りたいというのが1点です。

それから、もう一つは、そこで個別に訪問するのではなくて、いわゆる商業施設のようなところに集まってきている方に対しまして調査することによって、お住まいのところというのは大分幅広く集まってこられることがありますので、そういう2つの点を考慮いたしまして、犯罪が多少起きているような地域等に立地します公共の施設、人がたくさん集まってくる施設、利用者を対象にする調査をしようということで企画したわけでございます。

具体的には5カ所を選んだわけでございます。申し上げますと、1点目が熊本市の下通のアーケードでございます。2点目が、菊池郡菊陽町の光の森の大規模ショッピングセンター、3点目が、上益城郡嘉島町の大規模ショッピングセンター、4点目が、八代市の郊外にございますショッピングセンター、5点目が、荒尾市の大規模ショッピングセンターというところでございます。ここにある特定の日、9月12日でございますけれども、この日にお集まりいただいた、利用されました利用者に対しまして、私どもではなくて委託

をいたしました業者の方がそれぞれ面接・記入をしていただきまして調査をしたというものでございます。

もう1点補足をいたしますと、この5カ所の選定でございますが、実はこれは2年前にも同様の調査を行いまして、私どもの施策のしんにしたところでございます。それと、異同を確かめたいという観点から、実は今申し上げました5カ所のうち、調査の仕方は2年前と全く同じにしたということでございます。そういう観点での、2年前と同じ形での調査を行ったというところでございます。以上でございます。

○氷室雄一郎委員 いずれも5カ所は、それぞれ人がお集まりになるところですから、多方面、広範囲からお見えになっているということで、なかなかお住まいの地域というところからはちょっと違和感があるんじゃないかと思えます。できますれば次回から、調査の方法でもしっかり考えていただきたいと思っております。

もう1つあわせて、教育長のお話の趣旨説明のところで、先日のマスコミ等で取り上げられておりましたけれども、インフルエンザの影響で各学校は時間数の確保が非常に難しいというお話がございましたけれども、これは対応されても間に合わぬという学校内の時期があるんでしょうか。もうすべて休まれた時間を確保せないかぬわけですけれども、何とかやり繰りすればほぼ可能なのか、今でも悩んでおられます。どうしても無理な部分が出てくるんじゃないかという、そういう地域もあるんじゃないかと思えますけれども、その辺の対応についてはどのように考えておられるのか。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

先生のおっしゃるとおり、新型インフルエ

ンザでかなりの学校が学級閉鎖しております。これに対しまして、まずこの前、教育事務所の課長会議がございまして、その場で様子を聞きますと、やはり各学校でまずは時限数が確保できないということで7時間目の授業をやっている。それから今回の冬休み等に補習授業等をやるということで、できるだけ授業時数の確保を図っていききたい。うちとしましても、今回は新型インフルエンザということでかなりの数になりますので、標準授業時数を確保することがやはり保護者とか子供たちの学力保障になりますので、それはお願いしましたけれども、まずは健康を第一に優先してほしいということ。それから、できるだけ授業時数を確保してほしいということをやっております。

それから、12月に各学校の実態を調査しまして、それに対する対策等を考えていききたいと思っております。以上でございます。

○氷室雄一郎委員 それはわかるんですけども、どうしても予測の段階で御答弁はできないかもしれませんが、一生懸命頑張っても非常に無理なところが出てきはせんかなという心配をしているわけでございますけれども、その辺の実態は、これから調査をされて、仮にそういう事態が起こった場合を想定して、どのような手が考えられるのかな、もうそのままやむを得ぬかなということでよろしいんでしょうか。

○木村義務教育課長 実態調査をいたしまして、本来的には各学校は、標準時数よりも多目に授業時数を組んでおります。それでも足りないところは今回出てくるかもしれませんが、それに関しましては、やはりできるだけ可能な限り授業時数を確保していただきたい、冬休み、春休み等で確保していただきたいと思っております。ただ、今回が長期にわたる分でございますので、ちょっと無理

なところもあるかと思いますが、やはり先ほど申しましたように、まず健康を第一に考えた上で対応していただくということになるかなと思っておるところでございます。可能な限りの授業時数の確保というのは、お願いしておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 やむを得ぬ事態が発生した場合については、どのように考えておられるのか。答えにくいと思いますが。

○木村義務教育課長 一応、子供たちに学力を保障するという面からは、標準時数の確保はお願いしたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 お願いしたいということが原則ですが、お願いできない事態が考えられた場合、それはもうやむを得ないということではよろしいですか。

○木村義務教育課長 今回は結局なかなか――新型インフルエンザということで、子供の健康をまず第一に持たなくちゃいけないということは、私たちも考えております。

その辺で当然、授業数の確保の点で今年度できない場合には、例えば春休み等を使って、その場合にはやはり来年度に向けて確保していくことは考えていかなきゃいけないかと思っております。

○氷室雄一郎委員 想定外の部分なのでなかなか難しいかと思いますが、調査はこれはもう12月までにされるということですね。

○木村義務教育課長 12月末までの、いわゆる各学校の授業時数の不足分等はうちの方で調査しまして、その実態に応じて各学校で対策を立てていただくような形で、授業時数の確保に向けて精いっぱい努力していただくよ

うに指導していきたいと思っています。

○松田三郎委員 関連ですが、学校閉鎖等の基準を緩和したと、冒頭の教育長のごあいさつにありました。参考までに、どういった点をどんな緩和があったか、教えてください。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

11月13日に、学級閉鎖の基準を緩和したというのは、従来は新型インフルエンザの患者がクラス内で2名以上発生し、かつその割合が10%を超えたときというのがもとの基準でしたのを、それを2名以上発生するというのは変わらないんですが、その割合が20%程度になったときと。ただし、幼稚園、幼稚部あるいは小学校1年から3年生については従来どおり10%と。いわば小学校4年生以上が20%程度の患者発生ということで、基準を緩和しております。

○松田三郎委員 結構ですが、さっき義務教育課長がおっしゃったように、緩和はしたけれども一方で児童生徒の健康第一というような、現場の校長先生たちは、緩和して学級閉鎖せぬでも、10%を超えて20%未満であるならば、緩和されたのでせぬでもいい状況も出てくるわけですね。学級閉鎖せぬでもいいかなと思いつつ、いや児童・生徒の健康第一と言われるなら、やっぱり用心のためにここは学級閉鎖せないかぬかなと、ちょっと判断に迷われるのかなと逆に思いましたので。それはもちろん緩和して、それに合わせてもいいし、もともとのルールでいってもいいということなんですか。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

あくまでも、学校長が学校医の先生と相談しまして、実際に蔓延の状況とか、学校内の

いわゆるいろんな状況を勘案して、そこは校長先生の方で、20%程度ということですので、例えば18、19%ぐらいでも場合によっては学級閉鎖してもそれは可能ですし、20%を若干超えるぐらいでも、場合によっては、そこは校長先生が学校医の方と十分協議の上判断されるという、そういう柔軟な対応はしていただくということでお話をしております。

○松田三郎委員 閉鎖の日数というのがありますね、あれは緩和には関係ない……。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

日数の方は、基本的には患者の発生から4日というか、ただ、これもあくまで目安でございます。その患者発生の状況によっては延長等も、実際の例としては相当出ております。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○西聖一委員 3点お願いいたします。

まず警察の方ですけれども、1ページの42番の1番ですね、ハイブリッド車の更新の部分ですけれども、私が9月議会でいろいろ聞いたときには、もうハイブリッド車購入については納入が間に合わないので減額するんじゃないかなというイメージがあったんですけども、今回ふえています。これはどういうことでしょうか。

○坂田会計課長 ハイブリッド車につきましては車種が幾つかございまして、その車種の中で、メーカー名を出して恐縮なんですけれども、トヨタ製の車の一部が在庫がなくて調達ができなくなりまして、その分が減額、不用額となってきたものでございます。そのほかの部分につきましては、ハイブリッド車として調達は進んでおります。

○西聖一委員 この中で減額が出てくるんじゃないかと増額になっているからですね。

○坂田会計課長 車の種類が違いまして、プリウスという車が、納期が間に合わないんです。ですから、この部分が不用額として出てきたということです。

○西聖一委員 減額にならぬで、何で増額になっているんですかと聞いています。

○茂木警務部長 補足いたしますが、まさにプリウスのような極めて高度なハイブリッド車につきましては、一般の市場等の中で非常に払底しておりますので、これは納期が間に合わない。本年度中には不可能です。一方で、いわゆるハイブリッドに付加的な機能をつけました、よりエコに努力するような車というのは多数ございまして、警察としてどうしても必要な車というのはあるものでございますから、そういったものにつきましては本年の補正予算の方で少し——今、具体的な名前を出しましたけれども、そういう形のハイブリッド車の納入というのはしていく。一方で、いわゆるプリウスに代表されますようなハイブリッド車につきましては今年度中に到底納入は不可能でございますので、来年度以降に直接、新たに改めてというような形で組みかえさせていただいているところでございます。

○西聖一委員 中身はそうかもしれませんが、それならハイブリッド車と書かなくてもいいんじゃないかなと思います。これは何か誤解を与えるような表記だったですね。エコ車購入ならいいでしょうけれども、ハイブリッド車と書いているものですから。

○茂木警務部長 再度補足をいたしますが、

まさに機能的には両方がハイブリッド車と言われておるわけですね。今、非常に普及しておりますのが、家族でお使いになられますので、4人乗りのセダン型のハイブリッド車、これはまさに普及してございますけれども、今回新しく買いますのはエステイマといって、要するにワンボックスでたくさん乗れるし、資材も運べるような車でして、こういったものは市場でもまだまだ購入ができるということでございますので、用途も変えまして車両を購入していく、そういう計画に組みかえていくというものでございます。

○西聖一委員 わかりました。では用途変更でなく、車種変更と理解していいですね。

2点目が教育委員会ですが、高校教育課の方の教育振興費ですけれども、これが財源更正という理由ですけれども、ふえているんですね。これは財源活用じゃないのかな。更正というのなら、どこかにマイナスが出てくると思いますが。

○松永教育政策課長 この財源更正の、西委員がおっしゃっているのは教育振興費の部分でございますね。ここが、(1)の方がいわゆる純粋な財源更正でございまして、先ほどこの地域活性化・公共投資臨時交付金をいわば減額しまして、一般財源を入れるということで、ここは実際の事業費はプラスマイナスは全くございません。国庫支出金が減額されて一般財源がふえる、それで841万8,000円になっておりまして、その(2)の1億9,991万1,000円と合計額になるものですから、この1億9,151万円になるというような計算になります。

○西聖一委員 わかりました。

3点目ですけれども、これは特別支援学級ですけれども、陶芸施設とかそういう備品、教育設備に使われていますけれども、ことし

問題になったのは、この特別支援学校の教室とか改修とか更衣室のあり方をもっとしっかりしてくれという意見がある中で、そっちの方に予算が使われなかったのかなということがちょっと心配でして、また今、全体の協議会の中で話もされておりますでしょうけれども、その関連というのがありましたら御説明いただきたいと思います。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、教室棟につきましては、委員おっしゃったように現在、協議会の中で協議をさせていただいております。そして、これにつきましては報告書を2月にいただきまして、それに基づいて今後また考えていくというふうに考えておるところでございます。

現在は、そのほか教育を行う上でどうしても必要である、老朽化して子供たちの教育に支障を来しているというのにつきましてお願いしているところでございます。

○西聖一委員 本体の方は、ぜひともよろしくお願いいたします。

○吉田忠道委員 2件ありますけれども、1件は教育、1件は警察の方です。

まず、教育の方ですけれども、予算の2ページ、教育政策課の事務局費のところの(3)教育庁庶務事務集中化システム改修とありますけれども、これはこの補正でもって全部完了するという事によろしいんですか。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

完了でございます。もう22年度から庶務事務システムを総務事務センターの方に集中化するために、補正をお願いするものです。

○吉田忠道委員 わかりました。

警察の方にお聞きします。まず、本部長の説明の中で2ページのところで下から7行目、新たなる安全・安心くまもと実現計画を策定してとありますが、まず、これは具体的にいつ策定されるのかが1件。

もう1件は、この本部長の説明の中でちょっと出てこなかったんですけども、最近の交通事情を見ておって、飲酒運転の件数といえますか事故といえますか、そういうのが非常に目につくんですけども、飲酒運転についてはかなり厳罰化してきていると思うんですが、全体として飲酒運転、酒気帯び運転等は減少方向にあるのか、それともまだふえているのか、その付近の動向をちょっと教えていただきたいと思います。

○茂木警務部長 まず、御質問の1点目は、私の方から御説明申し上げます。

これは、まさに現在の安全・安心くまもと実現計画は平成21年を対象にしているものでして、これを見直しますのは来年及び再来年を対象にしたものにすべきではないかと考えております。来年から始めるということが必要でございますので、今月中に見直しを完了し、きちんとやっていかなければいけない、そのような過程で考えていかなければいけないというふうに思っております。

○北里交通部長 交通部長です。

飲酒運転による事故がふえているかという御質問でございますけれども、昨日現在の数で言いますと、飲酒運転による死亡事故、死者数ですね、これが3名でございます。去年から比べるとマイナス4名。それから飲酒運転の人身事故ですけども、この件数は76件で去年よりマイナス5件。ですから大幅には減っていないけれども、横ばいのような状態ではないかというふうに思っております。

それと飲酒運転の取り締まりの件数等もございまして、これも厳罰化されたり、

あるいは行政処分の点数は付加されましたけれども、減少はしているけれども大幅な減少ではない、現在のところは横ばいの状態でございますので、新聞等でも報道されましたけれども、11月の中ぐらいから飲酒運転取り締まりにつきましてはプロジェクトチームを組みました。そういう関係もございましたので、件数的にはこの11月から12月にかけて、検挙件数としては大幅に伸びている状況でございます。年末はそういう機会が多うございますので、しっかりとその付近の取り締まりも強化してまいりたいというふうに思っております。

○吉田忠道委員 ありがとうございます。

先日、あれは九州自動車道だったですか、飲酒運転で逆走したのがありましたよね。ああいうのもありますので、インターチェンジとかあるいはパーキングエリアですか、あの付近の取り締まりといえますか、そういうのもさらに強化していかなければならぬのじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かありますか。

（発言する者なし）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから議案第1号について採決したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第32号について執行部から状

況の説明をお願いします。

○川崎生活安全部長 生活安全部長です。

請第32号につきまして御説明を申し上げます。

熊本県迷惑行為等防止条例につきましては、公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、県民の平穏な生活を保持することを目的とし、昭和39年に制定されたものでございます。これまでに4回の改正がなされております。

今回の請願で改正が要望されております条例中の、不当な客引き行為等の禁止状況につきましては、人の性的好奇心をそそる見せ物、物品、行為の観覧、販売、提供についての客引き、一つが、歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為の提供についての客引き、もう一つが、人の身体または衣服をとらえ、所持品を取り上げるなどして執拗に行う客引き、4つ目が、客引きを行う目的の客待ち行為、これらを規制しているものでございます。

請願では、この規定の充実強化を図るため、請願書の中にあります①から⑦までの規定の付加を求めているものでございまして、警察といたしましては要望内容にかかわりまず具体的な違反形態の実態の把握や、他県の条例との規制内容の検討等を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○倉重剛委員 紹介議員ですから、あえて委員の皆さん方にもぜひ御理解いただきたいなと思いますけれども、御承知のとおりこの地域というのは熊本県を代表する繁華街、歓楽街、中央繁栄会が中心となっていますね。従来は北署が中心となって、いろいろこの7つ

の項目に非常に努力をしていただいたんですよ。努力はしていただくけれども、1週間もすればまた戻ってしまうという、いたちごっこですね。だから、それがひいては犯罪に結びつく場合もあるし、非行少年の発生にもつながるし、いろんな要素が出てくるということで、住民は非常に困っているという状況が目立ちます。それがまた観光客が、将来、新幹線が来て熊本を代表するようなところでこういう行為が行われるということは決していいことではないという将来的なことも考えて、今度請願という立場になったわけですが、今生活安全部長からありがたい答弁をいただきましたけれども、ぜひ早急に付加価値の高い条例化をしていただきますように、私からもお願い申し上げます。

また、先生方もよく御存じだと思いますけれども、実際に夜歩いていただくと現実が非常にわかります。最近は犯罪の内容も非常に多様化しておりますし、ぜひこういう迷惑行為等防止条例の付加ということに対しては、熊本がやっぱり率先して他県のリーダーシップをとれるような、そういう条例化をしていただくことを私からもぜひお願いしておきますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○松田三郎委員 中身については、私は異存はございません。1点だけ、地元の朝刊にこのことが載りましたし、それを受けて熊本市議会でも条例制定を検討なさっているような、ちょっと詳しくは見ませんでしたけれども。市議会レベルでつくれる条例なのか、一つはそれに関して県でつくる場合、調整等の協議等が必要になってくるのかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○川崎生活安全部長 ただいまの御質問でございますが、市で条例をつくりますと、熊本市だけしか規制ができないということもござ

いまして、現在の条例は県下全体でできるといようなことをございまして、これにつきましては市とも協議をしまりたいたいと思ひますし、市の条例につきましても必ず当生活安全部の方に上がってまひりますので、その辺はできるだけ県の条例として改正すべく調整を図ってまひりたいと考えておひります。

○西聖一委員 私も、ぜひとも進めてもらいたい立場ですけれども、ちょっと教えてもらいたいのは、最後の7番ですけれども、罰則規定の充実・拡大と上がっておひりますが、現行がどのようなレベルなのか、そしてどれくらい拡大を想定しているのかというのと、さっき言った市議会がもし制定したら県の方の条例を優先するのかどうか教えてください。

○川崎生活安全部長 ただいまの御質問につきましては、県の条例と市の条例につきましては優劣はございせんけれども、ただ適用範囲が異なるというだけで、熊本県の条例につきましては県下全域を網羅するといようなことをございます。

また、罰則につきましては、今後どれくらいの罰則を付加するかといような、拡大するかといようなことをございますが、まず客引きをさせる行為につきまして100万円以下の罰金、それから客引きの行為をさせる行為の常習者につきましては6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金、それから誘因行為、売春類似行為、スカウト行為につきましては50万円以下の罰金、拘留、科料、それから誘因行為、売春類似行為、スカウト行為の常習者につきましては6カ月以下の懲役、50万円以下の罰金、警察官の命令に違反したものににつきましては30万円以下及び20万円以下の罰金、拘留、科料の追加をしていただきたいという要望でございますので、これに合った罰則を今後検討していきたい、他県と比較・考慮いたしまして検討していきたいと考

えておひります。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

そのほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、請第32号についてはいかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第32号は、採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、請第32号は採択することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

質疑については、執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思ひます。

まず、報告事項1の説明をお願いいたします。

○松永教育政策課長 教育政策課でございします。

熊本県教育委員会の点検及び評価について、御報告いたします。お手元に、熊本県教育委員会の点検及び評価平成20年度活動内容分報告書の冊子をお配りさせていただいてお

ります。

本日は、時間の都合もありますので、あわせて配付させていただいております別紙、1枚紙表裏の資料であります、熊本県教育委員会の点検及び評価について平成20年度活動内容分に基づきまして御説明をさせていただきます。

この教育委員会の点検及び評価という制度は、本県の教育行政を効率・効果的に推進していくなどを目的としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につきまして、みずから点検及び評価を実施するものでございます。

今回の点検及び評価では、平成21年3月に策定しましたくまもと夢への架け橋教育プランの推進を視野に入れまして、本県教育委員会の取り組みを同プランに沿って整理を行う方法で、平成20年度の取り組み状況やその課題、今後の方向性を整理したものでございます。

その点検及び評価の概要は、次のとおりです。

まず、1として、熊本県教育委員会の活動状況でございます。

教育委員会の主な活動内容といたしまして、会議の開催回数さらに教育委員の活動状況ということで表にあらわしております、今後の方向性として、審議決定した重要事項などについて、あらゆる機会を利用して情報を発信することなどを整理しております。

また、教育委員会の広報活動というところでは、読者アンケートの実施を行い、記事内容の充実を図ることなどを方向性として記載しております。

次に2として、くまもと夢への架け橋教育プランに関する教育施策の実施状況について点検評価をしております。

具体的には、1として基本的目標、幼児期に関する教育施策ということで、平成20年度

の取り組みをこのようにくまもと家庭教育10か条等のことを整理しまして、その課題そして方向性ということで整理をしております。

裏面になりますが、青少年期に関する教育施策についても、平成20年度の取り組み、そしてその課題そして方向性というように整理をしております。

同様な方法で、それ以下、成年期以降に関する教育施策についての点検評価、また文化振興に関する教育施策そしてスポーツ振興に関する教育施策を、いずれも平成20年度の取り組みそして課題、方向性として整理をしております。

そして、県立高校再編整備等基本計画の進捗状況に関しましても、このように平成20年度の取り組み、課題そして方向性ということで、点検及び評価をしております。

それぞれの項目の詳細な内容につきましては、この資料右側に項目ごとの報告書該当ページをお示ししておりますので、ごらんください。

ここで、資料にはございませんが、去る9月県議会における文教治安常任委員会におきまして小早川委員長から御指示のありました天皇陛下御在位20年のDVDの各学校における活用状況について御報告させていただきます。

このDVDは内閣府から天皇陛下の御在位20年を国民こぞってお祝いするために各学校に配布されたものでございますが、全校集会や文化祭などで上映したり、昼休み時間に図書館やホールなどで上映したりして、多くの生徒が見ることができるよう配慮した学校が多くございました。

また、すべての学校で何らかの形でこのDVDのことを、職員や生徒に周知しております。さらに、希望者には貸し出しを行った学校もございました。このDVDを視聴して、天皇、皇后両陛下の温かい人柄や、災害の被災者を優しく励まされている姿などを見て、

感動した生徒が多かったと、ある学校からは報告を受けております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、報告事項2、3の説明をお願いいたします。

○後藤高校整備政策監 資料、県立高等学校再編整備等中期実施計画に関する意見交換会についてという資料を、ごらんいただきたいと思えます。

高校再編につきましては、平成19年10月に高校再編等基本計画を決定しておりますけれども、その中期実施計画を策定するために、新校に対する御意見をいただくために、9月議会の当委員会でご説明いたしました中期実施計画の考え方を示しながら、関係地域での意見交換会を実施いたしましたので、その状況について御報告をいたします。

資料では、10月6日以降の各地域での意見交換会の開催状況を、一覧にしてお示しております。

玉名高校への併設型中高一貫教育に伴う玉名地域での意見交換会を1回、八代南高校及び氷川高校との再編統合に伴う八代地域での意見交換会を5回、水俣高校及び水俣工業高校との再編統合に伴う水俣地域での意見交換会を5回行っております。

なお、玉名の中高一貫導入につきましては、玉名高校主催の教育セミナーにおいても、保護者それから地元教育関係者約180名参加されましたけれども、これに対しても説明しております。

裏面を見ていただきたいと思えます。

各地域での意見交換会でいただきました主な御意見等をまとめております。

1の玉名地域での意見交換会の主な意見等といたしましては、①の中高一貫教育はとてすばらしい方針である、地域の教育レベル

を引き上げることに繋がるという賛成意見がある一方、⑤のようなリーダー的な子供が県立中学校に抜け、地元の小規模校では学級減も懸念されるといった、宇土や八代の県立中学校のときと同じような御意見をいただいております。

全体といたしましては、中高一貫教育導入を期待する御意見を多くいただいておりますが、地元の小中学校への影響等について御心配される意見もいただいております。

次に、2の八代地域での意見交換会の主な意見等といたしましては、①の氷川高校がなくなれば地元の町が疲弊するでありますとか、③のデータを見せられると再編統合はやむを得ないと思うが、八代市北部に普通高校を残してほしい、八代農業高校との再編統合はできないかといった御意見をいただいております。

全体といたしましては、氷川高校への地元からの進学者数の大幅な減少等もございまして、再編統合そのものの必要については、ある一定程度の理解は得られたのではないかと考えております。しかしながら、再編統合の基本的な組み合わせや氷川高校の単独存続を求める御意見も根強く、意見交換会におきましてこちらが伺いたいと考えておりました新校に対する御意見はほとんどございませんでした。

次に3の、水俣地域の意見交換会の主な御意見等といたしましては、①の新設高校の普通科は3学級の予定になっているが、4学級にすべきではないとか、③の環境教育に取り組むことは賛成である、環境について学べるということで、他地域からも生徒が入学してくるような魅力ある学校にしてほしいといった御意見をいただいております。

水俣地域につきましては、平成18年7月の基本計画の素案発表以来、両方の再編統合自体に強く反対する御意見はありませんで、再

編統合によって魅力ある新設高校を水俣地域に整備して残してほしいという趣旨の御意見等をいただいております。

今後は、これまでいただきました御意見等を踏まえながら中期実施計画を策定いたしますが、玉名高校への併設型中高一貫教育の導入につきましては、地元保護者等の期待も大きく、予定どおり平成23年度の新校開設にしたいと考えております。

八代地域の新設高校につきましては、これまで同窓会、保護者等との意見交換会を重ねてきておりますが、再編統合の基本的な組み合わせを見直してほしいといった御意見も出され、議論は平行線をたどる部分もございます。しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、地元からの進学者数の大幅な減少により、再編統合の必要性についてはある一定程度の理解を得ることができたのではないかと感じておまして、高校段階における子供たちに対する教育効果の視点を考慮しますと、なるべく早期の中期実施計画の策定は望ましく、9月議会の当委員会で御説明いたしました中期実施計画の考えのとおり、平成24年度の新校開校としたいというふうに考えております。

なお、その際、地元から高校がなくなれば地域がますます疲弊することを懸念するとの御意見等もいただいておりますので、今後、氷川高校跡地の利活用等につきましては、あの広い敷地とすばらしい施設を持ち、地理条件にも恵まれておりますので、それを最大限に有効活用するために、地元八代市を初め地元関係者及び知事部局の関係課とも十分協議し、少しでも懸念がなくなるように進めていきたいと考えております。

最後に、水俣地域の新設高校につきましては、9月議会の当委員会で御説明しました中期実施計画の考えのとおり、平成24年度の新校開校としたいというふうに考えております。

また、当初1学年6学級の240人を募集定員としておりましたが、地元の新校への期待や新校に多くの地元の子供たちが入学するように地元も頑張りたいといった御意見や、この地域には県立高校以外には高校がないという地域事情等もありまして、このままの1学年6学級では生徒を収容できないおそれもありますので1学級をふやし、1学年7学級280人の募集定員とする方向で現在、関係課と協議を進めております。

今後のスケジュールでございますけれども、中期実施計画に伴う施設整備の工事等の関係もございまして、1月には中期実施計画を決定し、2月の定例県議会におきましてその関連予算の御審議をお願いできればというふうに考えております。

県立高等学校再編整備等中期実施計画の状況につきましては、以上でございます。

続きまして、県立高等学校再編整備に係る通学奨学金貸与条例(仮称)案のパブリックコメント手続等について、御説明いたします。

内容に入ります前に、資料にはありませんが県立高校の再編に伴う通学支援の検討状況について、御説明させていただきます。

去る7日の本会議におきまして山口県議から要望がありましたように、県議会の決議もあり、通学事情が著しく悪化するような場合には、通学手段や奨学金制度の拡充を検討するというふうにしております。

具体的には、来年4月に開校いたします上天草高校と新しくできる矢部高校につきまして検討しておりますけれども、上天草高校におきましては路線バスの拡充や、新設で朝課外授業やクラブ活動にも対応できるように考えております。

また、矢部高校におきましては、町営のコミュニティバスや路線バスにワゴンタクシー等を接続させ、朝課外やクラブ活動にも対応させたいというふうに考えております。両高校とも利用者負担の軽減に向け具体的な検

討を行っているところで、2月議会で改めて内容の御審議をいただきたいと思っております。

通学手段を確保する一方、通学のための奨学金を考えておりますけれども、事前の手续としましてパブリックコメントが必要なため、今回その内容を御報告する次第でございます。

パブリックコメントに関する内容でございますが、資料の県立高等学校再編整備に係る通学奨学金貸与条例(仮称)につきましてのパブリックコメント手続についてを、ごらんいただきたいと思っております。

1の(1)の趣旨といたしまして、県立高校の再編統合によって近隣の高校が募集停止となり、再編統合に伴い新たに設置される高校等への通学によって費用が著しく増加する場合、貸与要件を満たす生徒に対して奨学金を貸与するものでございます。

(2)の貸与対象者、(4)の貸与月額は、要件を規則で定めますけれども、案としましては下の3項に書いておりますように、県教育委員会が指定する中学校区から指定する新設高校等へ、指定する公共交通機関及びスクールバス等を利用して通学する生徒に対しまして月額5,000円ないし1万円を貸与する案を検討しております。

(5)の返還条件等につきましては、現在の熊本県育英資金の奨学金制度に準じるものになりたいというふうに考えております。

また、パブリックコメントの期間は、12月16日から来年の1月15日を予定しております。

本条例も、パブリックコメントを終えた後、いただいた御意見等を検討しまして、2月定例県議会におきまして改めて内容を御審議いただきたいというふうに考えております。

以上で、報告を終わります。

○小早川宗弘委員長 それでは、報告が終了しましたので質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○倉重剛委員 今回の県立高校再編としての意見交換の状況を聞きました。それで一覧表がここにあるので見ましたら、地域的にはかなり格差があるなという感じがするんですね。参加者の開催の仕方というのは、地域とそれから保護者もしくはPTAですか、それと同窓会という形で3つに分けて、そういうパターンでおやりになっているみたいだけれども、これは意図的な形はなかったんですか。

○後藤高校整備政策監 私どもの主催する意見交換会が、それぞれ教育関係者それから地域の自治体の方そしてPTAの方とか、そういう形で全体の説明会をそれぞれの地域でやっております。あとのところにつきましては、それぞれの同窓会でありますとかPTAの会長の方とかとお話し合いをしまして、そちらの要望に応じて出かけて行ってやっております。それぞれの地域でほぼ、PTAの方は全部に通知を出された上で来られた方がこれだけということでございます。

○倉重剛委員 なるほど。ちょっと違和感を持ったのは、例えば玉名地域は170名も来ていただいているんだけど、例えば水俣あたりでの、これは保護者が12人しかいないんですね。だから、ここら辺の意見集約はどんなふうの評価していいかなということを一。当然、数の力というのはやっぱり住民パワーですから、地域の意見という形かもしくは高校卒業生の意見だとか、そういうことの仕分けが出てしかるべきだろうと思うんだけど、これは一覧表みたいな形になっているわけですね。これは、どんなふうの評価すればいいんですか。ニーズは、どこにあるかということですね。

○後藤高校整備政策監 玉名では10月6日、それから八代では10月7日、そして水俣では10月8日、これはそれぞれの地域の関係者にこちらから依頼をいたしまして、組織的な形で出ていただいた。なおかつ一般の傍聴も認めているということでございます。そのほかにつきましましては、それぞれの団体の同窓会の方で、こういう形でやりたいという要望を受けましてやっているということでございます。

○倉重剛委員 だから数の裏づけというのは別に考えなくて、それぞれの意見という形で取り上げているということですね。

それと、これは中心となる教育委員会はだれが出ているんですか。

○後藤高校整備政策監 教育次長を初め高校教育課、そして私とが出ております。

○倉重剛委員 はい、わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございせんか。

（発言する者なし）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございますでしょうか。

○松田三郎委員 吉田委員のまねをしまして、私も2点だけ警察本部にちょっとお伺いしたいと思います。

いつでございましたか、新聞に載りました植木町の中国人留学生研修生の例の1件があって、我が自民党でもいろいろ議論がありました。これから国の方も観光客を含めましてたくさんの方に来ていただきたいという政策を打ち出している。熊本県においても、現在

もそうでございますが、これからたくさんの方の外国人の方が、定住はもちろんでございますが、観光等々でお見えになる。

今回のように加害者になるケースと被害者になるケース、いろいろ今よりも少なくともふえてくるだろうということが容易に想像されて、警察の方々も、今も一生懸命対応していただいておりますが、なかなか人員的にもかなり無理をなさっているところがあるんじゃないかと思えます。

そこで例えば、容易に想像されるのが、まず捜査の段階で意思の疎通なり取り調べをするにおいて、今でも通訳の方に委託なさっているかと思えますが、私もすべて知っているわけではありませんので誤解もあるかもしれませんが、民間の通訳の方だと言葉を伝えることだけなら可能かもしれませんが、捜査の専門的な話とかあるいは法律の問題とかをすべてわかって通訳をなされるとは限らないと思えます。

ということは、警察官である人がそういう言語を使ってコミュニケーションを図るというのが一番正確であり手っとり早いわけです。今の人員で必ずしも十分とは思いませんが、その現状などをまず教えていただきたい。

もう一つは、特に外国人の犯罪という場合によっては組織的に国際的なネットワークで犯される犯罪もふえてくるだろうということで、国際捜査の研修なり広域的な捜査という必要も出てくるんだろうと思えます。そういった対応を、現状でどういったことをどれぐらいまで対応なさっているのか。

もう一つは、現状はこれで先々こういうことが予想されるから、警察本部としてもこういう点を、例えば国であるとか県であるとかにやってほしいというのがありましたら、これは本部長か刑事部長から、ちょっとお聞かせ願いたい。

○荻野警察本部長 現状等につきましては後ほど刑事部長の方から御説明させますが、総論的に警察組織の考え方を申し上げたいと思います。

外国人がたくさんお見えになるということで、必ずしも適法に滞在されている外国人の方の犯罪率が日本人に比べて高いということではございませんけれども、先生御指摘のように加害者になることも被害者になることもあるということでございまして、非常に貴重な御指摘をいただいていると思います。

それで、犯罪のグローバル化といいますのが、警察にとっては非常に重要な課題になっております。一例を申し上げますと、ナイジェリア人の犯罪組織が日本人を電子メールで取り引きを装って南アフリカにおびき出して、そこで誘拐して、身代金を台湾の銀行に振り込めと要求するというような事案が現実起きておりまして、これはたまたま警視庁が対応して検挙した事件でございませけれども、こういったことは別に熊本にそういうメールが来てもおかしくはないわけですので、そういった意味で非常に、国境を越えて、それを日本人が犯人側で関与するということもあるわけでございしますので、国境を越えて犯罪事象が起きているということで、こういった犯罪のグローバル化に対応するのは非常に重要だと考えております。

その一番問題となるのは言葉の問題でありまして、語学の研修というのは重要なものでございます。これは警察庁の方でやっているものもありますし、県で独自にやっているものもございます。いずれにしても重要なんでございませけれども、やっぱり語学の専門的な長期にわたる研修ということになりますと予算の制約があるということと、やはり言葉につきましては向き不向きというのがございますので、やっぱり人材の適性といったものを考えなければならぬ。そういったことも考えまして、人材の計画的な育成を図

っていかなければならないと考えておりまして、非常に重要な貴重な御指摘をいただいたと思っております。どうもありがとうございます。

○林刑事企画課長 まず、体制関係から御説明させていただきますけれども、部内の通訳体制でございます。10種類の言語に対応できる、90人の部内通訳員がおります。それから希少言語、いわゆる部内通訳では間に合わないような言語、これにつきましては民間の通訳の方をお願いしておりまして、26種類の言語に対応できる165人体制で対応いたしております。

それから、教養の関係でございませますが、まず国際犯罪捜査、これにつきましては年に1回熊本県の警察学校におきまして13ないし15人程度の受講者を集めまして、国際犯罪の捜査要領等につきまして教養を行っているというような状況でございます。

それ以外の専科、いわゆる専門的な課程での教養につきましても、地域の関係とかあるいは初任科、これは入校したばかりの学生でございませますが、あるいは刑事に対しても、それから若手刑事の実戦力というものがございませますが、こういったところで国際犯罪の捜査要領についての教養を行っているというような状況でございます。

それから、語学教養につきましては、本部長の方からも説明がありましたように、警察大学校、ここで長期的な課程での語学教養を行っておりますし、あるいは県内におきましてはYMCA等の民間教養機関、これを活用しての教養等を行っております。

○松田三郎委員 10言語90人とおっしゃったのは、これは警察官でその通訳ができる方が――。熊本県だけを考えても、ほかの警察署もうちの近くの田舎の方にもありますし、そこにたくさんいらっしゃるかというのはわか

りませんし、あと恐らく、ここにいらっしやるような管理職、だんだん現場でそういう研修なり語学を習得しても、偉くなってくればなかなか現場で直接取り調べをしたりというケースはほとんどないわけでしょうから、ある時期は多いけれどもというのではやっぱり都合が悪いわけでしょうから、毎年毎年定期的にそういう若い人を研修なりの習得に努めていただくという必要もあるかと思いません。

ですから、場合によってはこれは熊本県だけの問題ではありませんので、もうちょっと国に対して当委員会でありますとか熊本県議会におきましてどうか、場合によってはそういった提言なり要望というものも必要なんではないかと思しますので、現状をもうちょっと、なかなか言いにくい面もあるかと思いますが、教えていただきたいと思えます。

もう一点は、今の件と先ほど言った体感治安に関する事で、これはちょっとマスコミもいて本部長もなかなか言いにくいところもあるかと思しますので、私の意見として聞いていただきたいことがあります。

昨今、政権がかわりまして、いわゆる取り調べの可視化ということが、この委員会でも若干話に出たかもしれませんが、もちろん私もすべてを否定するものではなくて、冤罪が生まれないようにするというのは、皆さん捜査機関の方々もそういう意識は強く持っていておられますし、冤罪を生むような状況というのはなくしていかなければならない、これはもちろん私もそう思っております。

ただ一方で、マスコミでありますとか県民の、多くはそうかもしれませんが、他の都道府県において若干ああいう状況も出てきましたので、この世の中の流れとすると、一切これを否定するというのもちょっと難しいところもあるのかなというのを私も個人的に思っております。

ただ、現場の警察官の皆様にもちょっと聞き

ますと、可視化を徹底した場合に、録音でありますとかビデオ撮影等々、私なりに解釈した言葉で言いますと、それは、そんなことするなら思ったことは言わんだろうし、公判の維持もできんだろうというような現場の方々のお話を聞きます。恐らく検挙率までは余り変わらないかもしれませんが、その後の例えば起訴率でありますとか有罪率でありますとか、公判にかかってからの部分というのは、我々も非常に心配するところです。わかりやすく言うならば、真に罪を犯した人を裁判の過程を経て適正な処罰をするという部分ができない状況がたくさん出てくるということは、例えば熊本県民としても——なかなかこれから先は表現が難しいところですが、可視化を徹底したがゆえに間接的に治安が悪くなったとか、あるいは真犯人をなかなか起訴、有罪に持っていけなくなったということになると、治安が悪くなるという可能性も大きいんじゃないか。県民の皆様にも、もしかするとそういうこともあるかもしれませんよ、そういう覚悟もしてくださいという言い方をすると、なかなかこれは、ちょっとおどしめいた話になるかもしれません。要は、国民があるいは県民が一定の精神的な負担とか経済的な負担とか、そういったコストがかかるような治安を維持するという点においては、そういった点がなかなか議論の中で抜け落ちて、耳ざわりのいい話ばかり進んでいるような気がいたします。

ですから、冒頭申し上げましたように、繰り返しになりますが、決してすべてを否定した反対ではございませんけれども、一回導入して、これはやっぱり不都合が多かったからまた戻そうかということは、このたびの制度は戻すのは難しいとは思っておりますので、現場の意見としてちょっとお聞かせいただければ、答えられる範囲で結構でございますが、例えば可視化を徹底した場合に、こういったことが我々現場としてはマイナス面が想像できる

ということがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○荻野警察本部長 冒頭の教養の御説明も必要でございますか。それはよろしいでしょうか。

それでは可視化の点について現在のお答えできる範囲内といたしますか、お答えすべき内容を申し上げます。

基本的には、その捜査の手続のあり方ということで、国において決めるべき領域の話だということですが、同時に、いろいろ捜査の現場に影響があることでございますので、現場の意見というのも十分にお聞きいただく必要のあるものだと思います。

現状でありますけれども、私が聞いておりますのは、例えば直ちに特定のある制度を導入するということが決まっているということではなくて、諸外国の状況等を踏まえて、法務省それから警察庁、それから警察庁とは別の立場で国家公安委員長もみずからその研究会というものをつくって、それぞれいろいろ実際に捜査にどういう影響があるか、あるいは外国で実施しているのはどういう状況のもとで実施しているのか、そもそも外国ではどんな捜査をしているのか、取り調べ以外にいろんな捜査手段等があつて、その上での捜査でありますので、全体の中でどういう位置づけなのかといったことも含めて、より詳しい調査をして、その上で結論を出していこうというふうに聞いておまして、直ちに今度の国会で法律が出るとかそういうものではないというふうに、国家公安委員長等が記者会見等で発言をされておりますので、そういうことであります。

そういった過程の中で、捜査のやり方を変えれば当然いろんな影響が出てくるわけでありまして、現在その取り調べによって得られているいろいろな機能がございまして、そういった機能が従前どおり果たされなくなり

ますと、それはいろんな影響が出てくるということもございまして、そういった意味で取り調べにどういう影響があるのか、あるいはどうすれば影響がないのかということもありますけれども、そういったこと等を含めていろんな議論がこれから始まろうとしているということではないかと思ひます。

ですから、現状で何か特定の、こういうやり方というものが具体的に提案されているということではなくて、ちょっと時間をかけてしっかり外国のことも調べてというのが現在の国の方の状況じゃないかと思ひますので、そこでしっかり議論していただければというふうに思っております。

○松田三郎委員 中井国家公安委員長が就任のときに、可視化はやるべきであると。時期の話は、もちろんおっしゃっておりません。ただ、その場合は欧米であるような司法取引とかおとり捜査を一定範囲で認める必要もあるんじゃないかという、この2つが日本になじむかどうかはちょっと異論はございますが、要は我々が皆さんに同情するのは、ある意味で捜査機関の手足を縛っておきながら、あるいは被疑者等の人権ばかりに配慮しながら、そして何かあつたときには警察が悪いとか、検挙率が下がったら熊本県は何しているんだというようなことになるのは、皆さんも非常にかわいそうだと思ひているんです。特に案件によっては、必ずしもすべて客観的な物的証拠がそろつて、自白によらなくても起訴できるということばかりじゃないでしょうから、そういったところをちょっと心配しますので、何か具体的な動きがあつた場合は、またいろいろ情報を教えていただければと思ひます。以上です。

○氷室雄一郎委員 次の議会は3月になりますので、最後の機会かもしれませんけれども、ちまたでは「鳩山不況」と言われる事態

が予測されておりますけれども、私もこういう事態が来るのではなかろうかということで、9月の代表質問でも、特に県下の新卒者の就職支援について知事の方をお願いをしたわけでございますけれども、もう年末である程度のデータは出ているかと思うんですが、本県の公立高校だけでも結構でございますけれども、就職が決まらないで年を越す生徒たちの数というのは、これは年末の統計が出ると思うんですが、一番新しいのでちょっと示していただきたい。熊本県は全国でも下から4番目という、本県にしても非常に厳しい新卒者の就職状況でございます、打つ手はなかなかないのが現実なんですけれども、希望しておりながらまだ決まらないで年を越すという新卒者が実際のどの程度いるのか。一番新しいデータはいつの時点で出るのかという、その辺をちょっとお示し願いたいと思います。

○森塚高校教育課長 我々も高校生の就職につきましては、非常に心配しているところでございます。

まず、公表されております公立高校の10月末の内定率、これは全日、定時制を合わせてなんです、これが49.0%でございます。そして、これを前年度比でいいますと12.6ポイント減というふうになっております。

それから、県内希望者の内定率は37.7%、これも全日、定時を合わせてでございます。前年度比のマイナス10.5ポイントということになっております。

けさほど11月末、1カ月後のデータが一部まとまりましたので、その数値だけちょっとお話ししますと、公立高校の内定率が、先ほど49.0と言いましたけれども、これが11月末には62.2%。それから県内希望者の内定率、先ほど37.7と言いましたけれども、これが51.7%までに上がっているというような状況ですけれども、まだまだ厳しい状況には変わ

りはないというふうに認識しております。

○氷室雄一郎委員 県内については、あと半分は11月段階では行き先が定まってないという、数字的にはそういう状況なんですね。

年を越してから例年、急激にいい方向に進むんですけども、こういう補正予算も来年の国会を経なければできないわけでございます、このままずるずるいくという、まさに危機的な状況ではないかと思うんですけれども、どういう手を打つかということも、もうこれはほとんど皆無でございます、それぞれの学校でも頑張っておられますでしょう。アドバイザーもふやしてはいただきましたけれども、なかなか非常に頭の痛いことだと思いますけれども、できますれば3月の時点で、例年並みにとはいきませんが、ある程度のいい方に数字が改善できますように。これは毎月出る、12月最後の統計というのは12月にまた出そうなんですか。もう12月末には出されないんですか。

○森塚高校教育課長 これは毎月出ますけれども、時期的にいつというのは、ちょっと今申し上げることができませんけれども。

○氷室雄一郎委員 では最後に教育長に一言。何も打つ手はないかと思っておりますけれども、教育長の思いの分だけでも。

○山本教育長 大変厳しい状況が続いているということは、今課長の方から申し上げたとおりでございます、過去におきますともっと厳しい状況も5、6年前はあっております。それも、何とか皆さん頑張って、最終的には90%を越える状況まで持っていただいております。したがって、先ほど氷室委員からもお話がありましたように、キャリアサポーターをまたふやしまして、これまで複数を持っていた高校をそれぞれに持って

いただくというようなことで、いろんな経験を生かしてフルに活動していただいております。これまでもキャリアサポーターを置いた結果というのは着実に上がっておりますものですから、私どもといたしましてはそうしたキャリアサポーターに活動していただく、それとあとの確かな今後の就職なり進学なり、いろんな進路指導を先生方は一生懸命やっただいておりますけれども、それも精いっぱい頑張っていたでいて、何とか少しでも改善するように持っていきたいというふうに思っております。私どもも大変心配をいたしております。以上でございます。

○倉重剛委員 委員会にちょっとそぐわない質問かもしれないけれども、新しい政権がマニフェストで高校授業料のいわゆる削減というか、全面的に支給するというようにマニフェストで言っていますね。この実現可能性をどう思いますか。我々は今、年末でいろいろな会合に出ますと、若い人たちからよく言われるんですよ。授業料免除を言っているので実現度はどうなのかと。それは民主党に聞いてくれと僕は言っているんだけど、本当はもっと突っ込んで聞きたいことはたくさんあるんですけども、概略的なことですけども、実現の可能性があるかどうかということも含めて、教育長にちょっとお答えいただきたいなと思うんです。

○山本教育長 実現の可能性があるかどうかというのは、私はなかなかわかりませんが、マニフェストに書いてあって、既に一つの案みたいな形で出ておりますものですから、されるのかなと思って。私どもとしては、授業料が無償化になるということについては、基本的には反対する話ではないと思っております。ある意味ではいいことだなと思っておりますけれども、ただ私が心配しておりますのは、それによって、また新たな地

方負担をとということになると、教育委員会としても予算を要求するときに非常に辛いなということ、それとあと、これは何かうまく制度を考えていただいているようでございますけれども、それぞれにまた、無償化になることについて、それぞれの保護者と学校における何か手続といいますか、そういったことが今以上に何か手続が煩雑になりますれば、それはそれで現場の仕事としてはまたふえてくるかなと。ただ、これについては受領代理という制度を今考えておられるようでございます。そういったことを、今心配いたしております。

それとあと、私立高校も最高500万円ですか、制限で公立に対する支援の場合までやるという話でございまして、そういったことをもろもろ考えたときに、公立、私立、今度の高校入試の方向がどっちに向くかなというのも正直、まだ予想はつきませんが、ちょっとそれも心配しております。

○倉重剛委員 なぜお聞きしたかという、子ども手当2万6,000円というのは、今度の総選挙に非常に影響を与えたんです。これは金色夜叉じゃないけれども、ダイヤモンドが目くらんだと、私は若い人を非常に責めるんですけども、しかし現実的に1人当たり2万6,000円という制度は魅力ですよ。それを同じように高校授業料の免除というのも、正直言って非常に大きな魅力の1つの政策だったというふうに感じます。だから、本当に実現できるかなということと、それからどういう弊害が出てくるかということは極めて、我々地方政治家として当然、教育長あたりのお考えを聞きたいなということで御質問しておるんですけども。

ついでだから申し上げるけれども、事業仕分けというのがありましたね。これも正直言って高い評価があります。ただ我々としては、いたずらに物を削るだけで、このデフレ

現象をどうやって乗り切っていくかというようなことも、経済効果から言っても非常にマイナス面を考えるんですけども、事業仕分けで教育に対する内容で徹底的な何か通達があっていますか。どうですか。

○山本教育長 事業仕分けそのものを受けて、こうしてくれというふうなことは私は把握しておりません。これは事業仕分けだとまた予算編成とか、そういうのを経てくる話だろうと思っております。

○松永教育政策課長 事業仕分けに関しましては、具体的にこうなさいということで国からの直接の指示はまだあっておりません。

○倉重剛委員 ああ、そうですか。というのは先般、幸山市長と雑談した中で、いろいろ地方行政に対する現実的な問題が来ていますというので、私は教育関係だとか防衛だとか、こういうことに事業仕分けがいろいろ大きな影響を与えるのはおかしいじゃないかということで基本的には思っていたので、市長は別な面で、地方を運営するためのマイナス面はかなりありますと言っていたのでお聞きしたんですけども。

どうか、いろいろ事情は変わっているんな形になると思いますけれども、教育は基本的に変わっては困るわけですから、ぜひそこら辺は頑張っていたいただきたいということで申し上げておきたいと思います。以上です。

○吉田忠道委員 3点ほど質問します。

まず、この間の一般質問で学級編制のことを質問いたしましたけれども、それはそれで教育長がこの前答弁されたとおりでございますが、その調査をする過程でちょっと新たな疑問が出たものですからお聞きするんですけども、学級編制の権限について、これは法律でまず標準が示されて、各都道府県教育委

員会が基準を定めるということになっておりますが、熊本県においてはこの学級編制の基準の権限は教育長に委任されておるといふことの理解でよろしいでしょうか。

○由解学校人事課長 学級編制につきましては、教育委員会の教育長の方に委任されているということで、規則の方はそういう形になっておるといふことでございます。

○吉田忠道委員 規則というのは私も理解しておるけれども、この規則の中で委任の項目がありますよね。その中の第2項で、これは教育長に委任することが定められておるけれども、第2項で、1項の規定にかかわらず、重要とか異例に属することについては教育委員会に付議しなければならないというのがありますよね。この件は該当しないというふうに考えるんですか。

○松永教育政策課長 今回の例は、学級編制と申しますのは財政、いわゆる教員数及び財政と密接に関係しておりまして、いわば教育長が実際の教育行政の執行において事務の委任を受けておるものでございます。あわせて、教育委員会自体には常に教育予算の全体とか方針などは常々、例えば議会にかかる予算の問題あるいは人事の問題等を諮っておりまして、決してそこでこの第2条2項と矛盾するものではないと考えております。

○吉田忠道委員 認識は、わかりました。これについては私も勉強してさらに検討していきたいと思っておりますが、ちなみに、平成21年度4月から11月まで、今言った第2項に該当するケースは何件ぐらいありましたか。今すぐにはわかりませんか。

○松永教育政策課長 具体的に何件というのは統計をとっておりませんので、また調べま

して御報告したいと思います。

○吉田忠道委員 それと、次の件です。この前、少人数学級のことについて質問したんですけれども、きょうはそのことじゃなくて少人数指導、少人数指導も大変評価のあることは理解しました。しかしながら、少人数指導の問題点も幾らか出ておるんじゃないかというふうには私は現場から聞いておりますが、義務教育に関して義務教育課の方で何か問題点を把握しておりますか。

○木村義務教育課長 少人数指導に関しましては2つありまして、習熟度テストとか、いわゆるクラスを分けてやるやつとかTT等がありますけれども、TTでは一般的に非常に効果は上がっているという話を聞いております。課題等に関しましては、やはりTTがどうやってかかわっていくかという子供のかかわり方、そこ辺も課題になっておりますし、連携協力にやはり時間があるとか、打ち合わせとか、それをしっかりしないと、やはりちゃんとした指導はできない、その辺の課題等はちょっと聞いておりますけれども、基本的には中身的には効果は上がっているという話を聞いております。

○吉田忠道委員 私が聞いている問題点は、ここで公に言うほどのことではないと思いますので、現場の担当者とちょっとその付近は確認しまして次の質問に備えたいと思っております。

もう1件ですけれども、ことしだったですか装飾古墳館関係の整備の問題がちょっとあったと思うんですけれども、入札のやり直しとか何かがあったと思うんですけれども、この件はその後どうなっていますか。

○米岡文化課長 文化課でございます。

その後、手続をまた新たに取り直しまし

て、すべて終わっております。

○吉田忠道委員 今回の件は、ホームページか何か見ればちゃんと載っておるわけですかね。

○米岡文化課長 ホームページには載ってないかもしれません。載ってないですね。

○吉田忠道委員 あのと、ちょっと新聞にまで載るような問題だったですから、その後、再入札をやるということまでは聞いたけれども、その後の状況が私は全然わからなかったものですから、もうちょっとフォローをやっていただきたい。以上です。

○西聖一委員 実はおとといの土曜日ですが、定時制・通信制を守る県民会議という総会がありまして出席しましたけれども、吉田委員と私、そして平野県議もおられたんですが、これは各地域を回ってそういう大会をするそうですけれども、今回はたまたま熊本市だったので、市の教育長それから部長の出席もあったんですが、肝心なめの県の方からの出席がなかったので非常に寂しいなど。逆に、それが定時制・通信制に対して冷たいという風評にもつながっているのかなとちょっと思ったものですから、来年以降はぜひとも出席をしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

定時制・通信制につきましては、決して冷たい扱いというかそういうことは一切ありません。またお話があれば、そういう時点でまた考えていきたいということでございます。

○山本教育長 ことしの卒業式に、八代東の定時制の卒業式に私はちゃんと出ております

ので、私は決してそういうふうなことはございません。

○西聖一委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○船田公子委員 これは要望なんですけれども、教育委員会におかれましては、いじめについてのアンケート調査を踏まえて、いじめの解消のため大変努力されていると思います。

ただ、今ネットによるいじめがとてども広がっているということを聞きました。顔が見えない分やっぱり書かれた本人にしてみれば、不安とかそれから痛みが募ることと思います。中高生の年齢ではそこら辺の分別はつく年ごろだと思いますので、道徳教育などの中において、そこら辺の生徒に対しても熟知してもらおうようにお願いしたいと思います。

○小早川宗弘委員長 このいじめについては、私もちょっとある親御さんから相談を受けて、実際メールでいろいろ「あの子とつき合うな」とか、いろいろな子がどうのこうのというふうな形で、かなりやっぱり浸透しているというふうに思いますので、その子は不幸にして転校せざるを得なくなったということで、メールでもいじめられたというふうな事実がありましたので、これはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

○浦田祐三子副委員長 警察の方に要望になるかと思いますが、この前、阿蘇の方でちょっとお話を伺ったんですけれども、自殺者が多い通称「赤橋」のその自殺者の方を高森署の方が引き揚げに行かれるんですよ。その際の道が非常に危ないというお話を伺いまして、高森署の方にちょっとお話を伺

いましたら、現在、高森署から阿蘇の振興局の方にそういう何か要望を出されているというお話だったんですけれども、現在どのようなふうになっているかを、ちょっとお聞かせいただけますか。

○小早川宗弘委員長 担当を調べてから、後から副委員長に報告していただきたいと思います。

○浦田祐三子副委員長 救助に行って、署の方がけがをされたりとか、もしものことがあったら本当にしゃれにもなりませんので、ぜひしっかりとした対応をしていただきますように、よろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、陳情・要望書が2件提出されておりました、また意見書もお手元に配付しておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。皆さん方、本当にありがとうございました。

午後0時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長

